

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則  
……………（下水道局）……………一

### 告示

○建築基準法による一団地の区域  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………一  
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

### 告示（選）

○政治団体の届出……………三  
○政治団体の届出事項の異動の届出……………四  
○政治団体の解散の届出……………六  
○資金管理団体の指定の届出……………九  
○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………九  
○資金管理団体の取消しの届出……………〇  
**規程（下水）**  
○東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程……………三  
○下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程……………三

### 告示（消）

○火災予防施行規程の一部改正……………三  
**公 告**

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四  
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………四  
○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………（同）……………五  
○開発行為に関する工事完了……………（同）……………五  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………五  
○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）……………五  
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）……………六  
○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）……………六  
○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（二件）……………六  
……………（同）……………六  
**正 誤**  
○平成二十七年四月一日付東京都告示第六百三十号……………元  
○平成二十七年五月二十九日付東京都告示第九百二十九号……………元

## 規則

東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十七年十月十五日  
東京都知事 外 添 要 一

### 東京都規則第七十五号

東京都下水道局長委任条項の一部を改正する

### 規則

東京都下水道局長委任条項（昭和四十七年東京都規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
第一号中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

●東京都告示第千五百十八号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十七年十月十五日  
東京都多摩建築指導事務所長  
金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
小金井市中町二丁目五十三番一の一 平成二十七年九月十日

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

### 東京都告示第千五百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

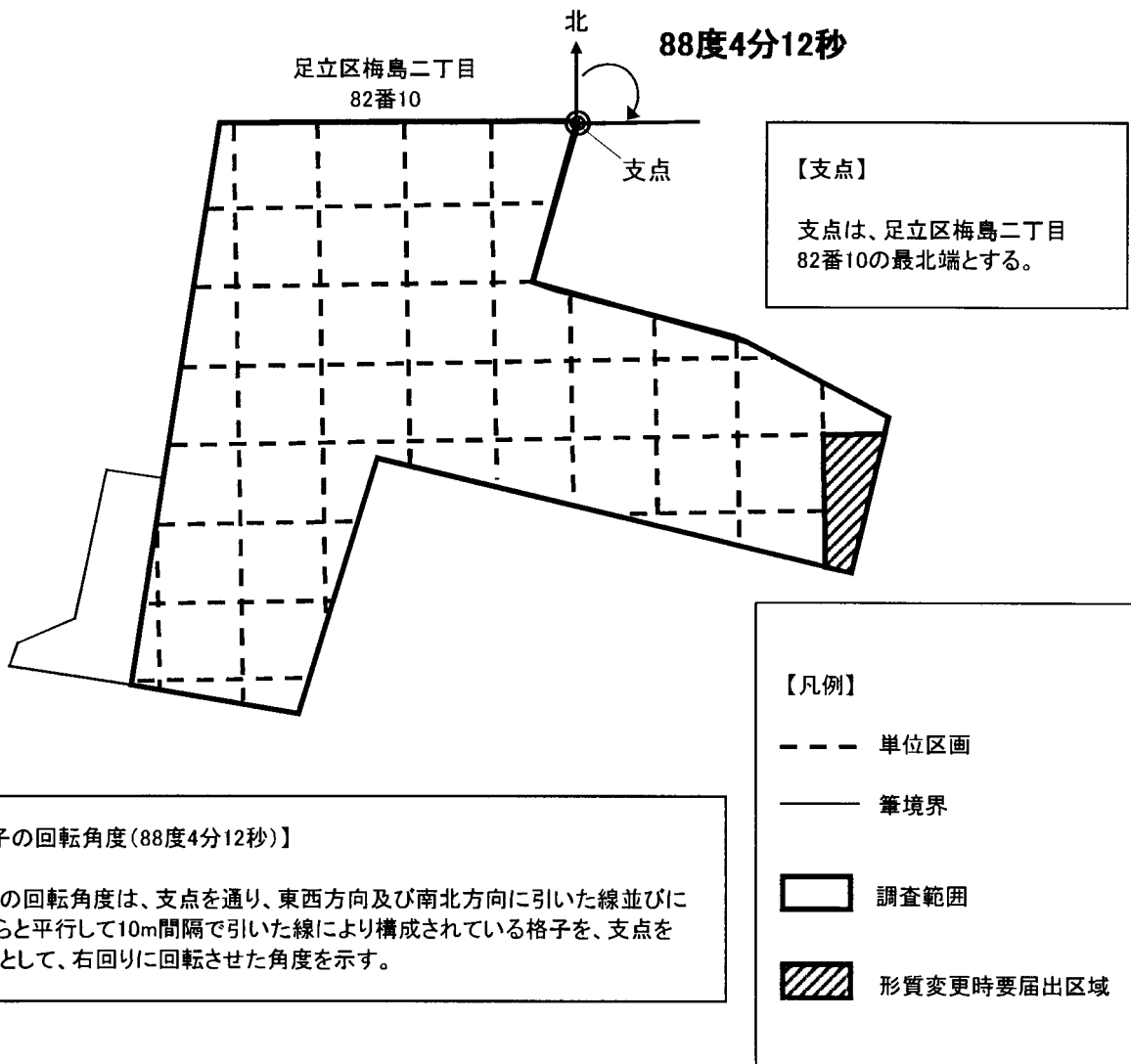
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

**別図**



## 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年十月十五日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

## (1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
小林史明を育てる会	小林 史明	田中 昭彦	千代田区永田町2-2-1	H27. 4. 21	衆議院議員	小林 史明、 衆議院議員

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小笠原未来創造塾	一木 重夫	一木 重夫	小笠原村父島字清瀬清瀬都住7	H27. 5. 22
下谷薬剤師連盟	西村 友男	福岡 芳子	台東区下谷2-3-5	H27. 5. 27
洪田ちしゅう後援会	澁田 智秀	澁田 千絵	墨田区本所4-4-2	H27. 5. 11
東京都建築士事務所政経研究会	西倉 努	加藤 昇	新宿区西新宿3-6-4	H27. 5. 1
日本の構造研究所	上垣 敬祐	小田原 恵美子	港区麻布台1-1-20	H27. 5. 11
初鹿明博だんらん会	渡邊 幸洋	石川 真奈美	江戸川区平井3-10-10	H27. 5. 12
町田市薬剤師連盟	瀬谷 雅行	酒井 令子	町田市金井2-3-19	H27. 5. 29
杉並民社協会	門脇 文良	増田 裕一	杉並区阿佐谷南3-3-1	H27. 5. 25

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党町田総支部	小磯 善彦	会計責任者の氏名	松葉 祐巳	浅見 美子	H27. 4. 30
公明党南多摩総支部	大久保 盛久	代表者の氏名	大久保 盛久	佐脇 博史	H27. 5. 28
公明党武蔵野総支部	寺井 均	代表者の氏名	寺井 均	田辺 安輝子	H27. 5. 16
		会計責任者の氏名	粕谷 稔	川原 純子	H27. 5. 16
次世代の党衆議院東京都第四支部	犬伏 秀一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H27. 5. 1
次世代の党衆議院東京都第二十四支部	藤井 義裕	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H27. 5. 1
自由民主党調布総支部	白井 貞治	主たる事務所の所在地	調布市布田1-20-12	調布市布田2-33-5	H27. 5. 20
自由民主党東京都石油販売業支部	谷口 寿亜	会計責任者の氏名	高橋 正光	小原 登美雄	H27. 5. 26
自由民主党東京都世田谷区第二十一支部	宍戸 健晴	代表者の氏名	宍戸 健晴	宍戸 教男	H27. 5. 10

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
石橋博後援会	小町 征弘	主たる事務所の所在地	東村山市野口町2-12-15	東村山市廻田町4-3-3	H27. 5. 8
樹会	尾林 達成	代表者の氏名	尾林 達成	小泉 徳夫	H27. 5. 15
川田龍平を応援する会	汐見 稔幸	会計責任者の氏名	板倉 勝教	大坊 真己人	H27. 4. 1
毅友会	田畑 毅	主たる事務所の所在地	江東区猿江1-19-7	千代田区永田町2-2-1	H26. 12. 16
グランドストラテジー	中本 裕介	政治団体の名称	グランドストラテジー	中本裕介後援会	H27. 5. 1
自民クラブ	野島 武夫	主たる事務所の所在地	東久留米市新川町2-3-4	東久留米市神宝町2-6-6	H27. 5. 11
		代表者の氏名	野島 武夫	並木 克巳	H27. 5. 11
		会計責任者の氏名	島崎 清二	野島 武夫	H27. 5. 11
重太郎後援会	小関 重太郎	会計責任者の氏名	横路 光夫	小関 るり子	H27. 5. 13
昭然会	花澤 昭信	会計責任者の氏名	花澤 奈津美	渡邊 義輝	H27. 5. 8
新政策会議	鍵山 仁	主たる事務所の所在地	練馬区三原台1-27-3	中野区本町1-4-6	H27. 5. 1
		代表者の氏名	鍵山 仁	中島 政希	H27. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第九十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月十五日

東京都選挙管理委員会

政輝会	渡邊 義輝	会計責任者の氏名	荏田 優志	花澤 昭信	H27. 5. 8
世田谷区政研究会	穴戸 健晴	代表者の氏名	穴戸 健晴	穴戸 教男	H27. 5. 10
つばさ政治経済研究会	犬伏 秀一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	H27. 5. 1
伝統と創造の会	井本 幸三	主たる事務所の所在地	文京区西片2-11-1	渋谷区恵比寿南2-21-9	H27. 5. 7
		会計責任者の氏名	佐藤 哲寛	朝比奈 正倫	H27. 5. 7
東京維新の会	雄上 統	主たる事務所の所在地	富山県南砺市井波1735	新宿区新宿1-15-6	H26. 5. 1
東京都石油政治連盟	谷口 寿亜	会計責任者の氏名	高橋 正光	小原 登美雄	H27. 5. 26
藤田のりひこを囲む税理士の会	早川 健彦	主たる事務所の所在地	大田区西蒲田7-5-3	大田区西蒲田6-37-5	H27. 4. 1
藤原みさこと文京を創る会	藤原 美佐子	主たる事務所の所在地	文京区千石1-24-22	文京区西片2-8-24	H27. 5. 9
		会計責任者の氏名	小野塚 洋子	村越 真理子	H27. 5. 9
文京・生活者ネットワーク	藤原 美佐子	主たる事務所の所在地	文京区千石1-24-22	文京区西片2-8-24	H27. 5. 9
村野たいじと一緒に戦う会	村野 太治	主たる事務所の所在地	台東区入谷2-9-3	台東区入谷1-21-13	H27. 5. 1
夢のあるまち・東大和をつくる会	守重 知量	主たる事務所の所在地	東大和市高木2-135	東大和市南街2-109-1	H27. 5. 1
東京都社会保険労務士政治連盟中央統括支部	高野 邦一	主たる事務所の所在地	台東区上野公園18-8	文京区小石川2-23-12	H27. 4. 1
		代表者の氏名	高野 邦一	三浦 清徳	H27. 4. 1
		会計責任者の氏名	松林 慎二	三浦 清徳	H27. 4. 1

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
次世代の党衆議院東京都第十六支部	石井 義哲	H27. 5. 18
次世代の党衆議院東京都第十九支部	山田 宏	H27. 3. 12
次世代の党衆議院東京都第二十四支部	藤井 義裕	H27. 5. 8
次世代の党三鷹市議会第一支部	増田 仁	H27. 4. 28
自由民主党東京都墨田区第八支部	西原 文隆	H27. 5. 14
自由民主党東京都中央区第十五支部	原田 賢一	H27. 5. 18
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第12区総支部	青木 愛	H27. 5. 18
太陽の党大田区第一支部	内田 章子	H27. 4. 30
日本を元気にする会東京都稲城市議会第1支部	渡邊 達也	H27. 4. 30
日本を元気にする会東京都江東区議会第1支部	副島 規正	H27. 4. 30
日本を元気にする会東京都練馬区議会第1支部	奥山 寛士	H27. 4. 27
民主党東京都葛飾区支部	伊藤 正樹	H27. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第九十四号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
秋田しげお後援会	秋田 茂夫	H27. 5. 1
明日の渋谷	西本 定保	H27. 4. 25
いいだ茂後援会	飯田 茂	H27. 5. 11
井川まちこ友の会	井川 眞知子	H27. 4. 30

平成二十七年十月十五日

東京都選挙管理委員会

井上ちさことやさしい地球を子どもたちに	井上 統子	H27. 5. 19
岩田雅人後援会	鷺田 勇	H27. 5. 19
植原恭子励ます会	植原 恭子	H27. 5. 1
おがた一郎後援会	緒方 一郎	H27. 5. 1
尾崎信夫後援会	尾崎 信夫	H27. 4. 30
おの正二後援会	小野 正二	H27. 4. 30
川崎明夫友の会	川崎 明夫	H27. 4. 30
川原じゅん子友の会	川原 純子	H27. 5. 1
菊地二郎後援会	菊地 二郎	H27. 5. 18
桑原としたけ後援会	桑原 敏武	H27. 4. 25
小平元気クラブ(立花隆一励ます会)	立花 隆一	H27. 5. 14
このしますみ子後援会	此島 澄子	H27. 5. 8
小松けん励ます会	小松 賢	H27. 4. 30
小松まさ子後援会	小松 政子	H27. 4. 30
佐伯利昭後援会	笠原 敏	H27. 4. 30
坂本金三友の会	坂本 金三	H27. 5. 12
佐脇ひろし友の会	佐脇 博吏	H27. 5. 7
渋谷智秀後援会	渋谷 智秀	H27. 5. 7
島田くに後援会	島田 久仁	H27. 4. 30
鈴木ゆきえ後援会	鈴木 幸枝	H27. 5. 14
すみだ未来政策研究会	渋谷 智秀	H27. 5. 7

そえじまのりまさ後援会	副島 規正	H27. 4. 30
高野まさお後援会	増田 知行	H27. 4. 30
闘う改革の会東京	深江 一之	H27. 4. 30
達下マサ子後援会	達下 マサ子	H27. 5. 8
田辺あき子友の会	田辺 安輝子	H27. 5. 1
土屋くにたけ後援会	清水 俊夫	H27. 4. 30
東京総研	深沢 利定	H27. 4. 20
富田俊一後援会	富田 俊一	H27. 4. 30
西原文隆後援会	西原 文隆	H27. 5. 14
萩野勝後援会	萩野 勝	H27. 4. 30
はらこうぞう後援会	原 浩三	H27. 5. 10
広田みちお後援会	広田 充男	H27. 5. 11
福田たかし後援会	福田 貴史	H27. 5. 8
ふなき良教後援会	船木 良教	H27. 5. 1
古川伸一後援会	古川 伸一	H27. 5. 11
みとのや一彦を励ます会	御殿谷 一彦	H27. 4. 30
三好重矢子後援会	三好 重矢子	H27. 5. 12
やながわ妙子いきいき生活推進会	梁川 妙子	H27. 4. 30
吉村文明を励ます会	吉村 文明	H27. 4. 30



●東京都選挙管理委員会告示第九十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九  
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

平成二十七年十月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
一木 重夫	村議会議員	小笠原未来創造塾	小笠原村父島字清瀬清瀬都住7	H27. 5. 22
川人 敦夫	区議会議員	川人敦夫後援会	杉並区浜田山1-7-23	H27. 5. 21
澁田 智秀	区議会議員	澁田ちしゅう後援会	墨田区本所4-4-2	H27. 5. 7

●東京都選挙管理委員会告示第九十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
犬伏 秀一	つばさ政治経済研究会	公職の種類	区議会議員	衆議院議員	H27. 5. 1
田畑 毅	毅友会	主たる事務所 の所在地	江東区猿江1-19-7	千代田区永田町2-2-1	H26. 12. 16
藤原 美佐子	藤原みさこと文京を創る会	主たる事務所 の所在地	文京区千石1-24-22	文京区西片2-8-24	H27. 5. 9

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
九条第三項第一号の規定による資金管理団体の取消しの届  
出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、  
次のとおり公表する。

平成二十七年十月十五日

東京都選挙管理委員会

## 1 法19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称	取消年月日		
秋田	茂夫	秋田しげお後援会	H27.	5.	1
飯田	茂	いいだ茂後援会	H27.	5.	11
井川	眞知子	井川まちこ友の会	H27.	4.	30
井上	統子	井上ちさことやさしい地球を子どもたちに	H27.	5.	19
植原	恭子	植原恭子励ます会	H27.	5.	1
緒方	一郎	おがた一郎後援会	H27.	5.	1
尾崎	信夫	尾崎信夫後援会	H27.	4.	30
小野	正二	おの正二後援会	H27.	4.	30
川崎	明夫	川崎明夫友の会	H27.	4.	30
川原	純子	川原じゅん子友の会	H27.	4.	30
菊地	二郎	菊地二郎後援会	H27.	5.	18
桑原	敏武	桑原としたけ後援会	H27.	4.	25
此島	澄子	このしますみ子後援会	H27.	5.	8
小松	政子	小松まさ子後援会	H27.	4.	30
坂本	金三	坂本金三友の会	H27.	5.	12
佐脇	博吏	佐脇ひろし友の会	H27.	5.	7

島田	久仁	島田くに後援会	H27.	4.	30
鈴木	幸枝	鈴木ゆきえ後援会	H27.	5.	14
立花	隆一	小平元気クラブ(立花隆一励ます会)	H27.	5.	14
達下	マサ子	達下マサ子後援会	H27.	5.	8
田辺	安輝子	田辺あき子友の会	H27.	5.	1
富田	俊一	富田俊一後援会	H27.	4.	30
西原	文隆	西原文隆後援会	H27.	5.	14
萩野	勝	萩野勝後援会	H27.	4.	30
広田	充男	広田みちお後援会	H27.	4.	30
深沢	利定	東京総研	H27.	4.	20
福田	貴史	福田たかし後援会	H27.	5.	8
船木	良教	ふなき良教後援会	H27.	5.	1
古川	伸一	古川伸一後援会	H27.	5.	11
御殿谷	一彦	みとのや一彦を励ます会	H27.	4.	30
三好	亜矢子	三好亜矢子後援会	H27.	5.	12
梁川	妙子	やながわ妙子いきいき生活推進会	H27.	4.	30
吉村	文明	吉村文明を励ます会	H27.	4.	30

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第三十七号

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の

一部を改正する規程

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程(平成九年東京都下水道局管理規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十七条の三」を「第十七条の二」に、「第十七条の八」を「第十七条の十」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### ●東京都下水道局管理規程第三十八号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月十五日

東京都下水道局長 石原清次

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の

徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程(昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

### 告示(消)

#### ●東京消防庁告示第6号

火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成27年10月15日

東京消防庁

消防總監 高橋淳

第9条第7項中「受けた日」の次に「以後における最初の4月1日」を加える。

第9条の2第2号ハ中「受講した日」の次に「以後における最初の4月1日」を加える。

第9条の3第1号中「第34条第3項」を「第32条第3項」に改める。

第11条第1項第1号イ中「火災に関する」を「火災及び地震に関する」に改める。

第12条第1項第3号中「交付の日」の次に「以後における最初の4月1日」を加える。

第13条第3号ロ中「新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日」の次に「以後における最初の4月1日」を加え、同号ハ中「受講した日」の次に「以後における最初の4月1日」を加える。

別記様式第9号及び様式第9号の2中「交付の日」を「交付を受けた日以後における最初の4月1日」に改める。

別記様式第11号(裏)を次のように改める。

(裏)

(備考)	

- 本記は、防火安全技術講習の新規講習のうち、防火避難課程、火気電気課程又は消防設備課程のいずれかの単位を最初に修了した日(再講習を受けた場合にあつては、この修了証の交付を受けた日)以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければ、その効力を失う。
- 再講習を受講するときは、講習の実施機関に本記を持参すること。

備考 1 地色は、白色とする。

2 文字は、黒色とする。

別記様式第12号(裏)を次のように改める。

(裏)

(備考)	

- 本記は、防火安全技術講習の新規講習のうち、防火避難課程、火気電気課程又は消防設備課程のいずれかの単位を最初に修了した日(再講習を受けた場合にあつては、この修了証の交付を受けた日)以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければ、その効力を失う。
- 再講習を受講するときは、講習の実施機関に本記を持参すること。

備考 1 地色は、白色とする。

2 防火安全技術者欄は、黄色とする。

3 文字は、黒色とする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第9条の2、第12条、第13条、別記様式第9号、様式第9号の2、様式第11号及び様式第12号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に交付されているこの告示による改正前の火災予防施行規程別記様式第9号による防災センター要員講習修了証、別記様式第9号の2による防火管理技能講習修了証並びに別記様式第11号及び様式第12号による防火安全技術講習修了証は、この告示による改正後の火災予防施行規程別記様式第9号による防災センター要員講習修了証、別記様式第9号の2による防火管理技能講習修了証並びに別記様式第11号及び様式第12号による防火安全技術講習修了証とみなす。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Fitzroy Philant

hropic Fund

三 代表者の氏名

ERIC DONALD FORDAY (エリック

ドナルド フォーデー)、金子 伊津子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号 アーク森ビル

二十二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に経済的に恵まれず教育を受けられない人たちを対象として、学校入学準備のための経済的支援、学校等(専門学校、研修等含む)の学費の援助、教育機会を得るための準備資金の支援、及び本会の活動目的に関連する団体及び個人との連絡、情報交換事業等を通じて、子ども達の自立心、音楽力、身体力、人間力、語学力を育むことにより、次代を担う子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人仁心会

三 代表者の氏名

LIU CHAO (劉 超)

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区百人町一丁目十五番二号 ビールーム新

宿二〇一室

五 定款に記載された目的

この法人は、日中両国を主体とするアジア全体の医療、健康、福祉および、学術文化と科学技術の振興のため、日中間に信頼関係を構築する第三者の非営利組織である。広く一般市民を対象として、定期的に医療、健康講座の開催、医療機関の見学、医療知識を普及、国際無償診療するなど関わる事業を通じて、日中あるいはアジア全体の医療健康の交流を促進し、健康と長寿な社会を目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 インデペンデンツクラブ

三 代表者の氏名

國本 行彦

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚三丁目二番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、全国の個性溢れる起業家を発掘し、一人でも多くの人と一緒に、一社でも多くの公開会社を育てる、を理念に、社会に貢献するベンチャー企業の支援育成に関する事業を行い、経済活動の活性化及び科学技術の振興を図ることで広く公益に寄与することを目的とする(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十二日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大人磨き研究所</p> <p>三 代表者の氏名 田中 紀子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田須田町一丁目十番</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、個人・団体のスキルアップやキャリアアップのサポートを目的とした活動を行い、地域社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人BDSMセーフティサポート協会</p> <p>三 代表者の氏名 渡邊 さおり</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町三丁目三十一番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、文化、芸術、スポーツ、趣味嗜好等についての相談、支援、指導、教育、調査、研究及び情報の提供に関する事業等を行い、社会教育の推進と消費者の保護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年十月十五日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人府中PFS</p> <p>二 代表者の氏名 田中 善次郎</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都府中市府中町二丁目六番地の十七 リトル・アージュ二〇二号室</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十七年十月十五日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名 東村山市野口町四丁目三十五号 中央区銀座六丁目十七番一 番一及び同番二 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆</p>	<p>府中市押立町五丁目十五番一、立川市高松町三丁目二十九番二、十六番三十一、同番 番十七号 三十一地先、同番三十二、同 三緯地所株式会社 番四十七、十七番八及び同番 代表取締役 鈴木 等 四十二</p> <p>小平市上水南町一丁目四百七十三番二、同番三、同番十、四百七十四番二、同番三、四百七十五番三から同番五まで、四百七十六番三及び同番四 愛知県知立市内幸町加藤四十五番地(株)デンソー知立寮一〇九号 小林竜次郎 小平市上水南町一丁目三十一番二十七号 小林 幸平</p> <p>清瀬市中里三丁目九百二十六番一、同番三から同番六まで及び九百二十九番二 清瀬市上清戸二丁目三番十一号 株式会社セイリングホーム 代表取締役 櫻井 立家</p> <p>東村山市青葉町二丁目三十七番四及び同番五の各一部 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史</p>
<p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p>	<p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十七年十月十五日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名 東村山市野口町四丁目三十五号 中央区銀座六丁目十七番一 番一及び同番二 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆</p>	<p>府中市押立町五丁目十五番一、立川市高松町三丁目二十九番二、十六番三十一、同番 番十七号 三十一地先、同番三十二、同 三緯地所株式会社 番四十七、十七番八及び同番 代表取締役 鈴木 等 四十二</p> <p>小平市上水南町一丁目四百七十三番二、同番三、同番十、四百七十四番二、同番三、四百七十五番三から同番五まで、四百七十六番三及び同番四 愛知県知立市内幸町加藤四十五番地(株)デンソー知立寮一〇九号 小林竜次郎 小平市上水南町一丁目三十一番二十七号 小林 幸平</p> <p>清瀬市中里三丁目九百二十六番一、同番三から同番六まで及び九百二十九番二 清瀬市上清戸二丁目三番十一号 株式会社セイリングホーム 代表取締役 櫻井 立家</p> <p>東村山市青葉町二丁目三十七番四及び同番五の各一部 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史</p>
<p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p>	<p>東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について</p> <p>東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、大手町一丁目2地区開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十七年十月十五日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 三井物産株式会社 代表取締役社長 安永 竜夫</p>	<p>府中市押立町五丁目十五番一、立川市高松町三丁目二十九番二、十六番三十一、同番 番十七号 三十一地先、同番三十二、同 三緯地所株式会社 番四十七、十七番八及び同番 代表取締役 鈴木 等 四十二</p> <p>小平市上水南町一丁目四百七十三番二、同番三、同番十、四百七十四番二、同番三、四百七十五番三から同番五まで、四百七十六番三及び同番四 愛知県知立市内幸町加藤四十五番地(株)デンソー知立寮一〇九号 小林竜次郎 小平市上水南町一丁目三十一番二十七号 小林 幸平</p> <p>清瀬市中里三丁目九百二十六番一、同番三から同番六まで及び九百二十九番二 清瀬市上清戸二丁目三番十一号 株式会社セイリングホーム 代表取締役 櫻井 立家</p> <p>東村山市青葉町二丁目三十七番四及び同番五の各一部 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史</p>

千代田区丸の内一丁目一番三号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称

大手町一丁目2地区開発事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年三月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十二年十月三十一日

五 届出日

平成二十七年九月十八日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日

七 店舗面積の合計

八 駐車場の位置及び収容台数

九 駐輪場の位置及び収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

十二 小売業を行う者の開店時刻

十三 小売業を行う者の閉店時刻

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日

七 店舗面積の合計

八 駐車場の位置及び収容台数

九 駐輪場の位置及び収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一	店舗名	ヤオコー稲城南山店
二	店舗所在地	稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地
三	設置者名	株式会社ヤオコー
四	設置者住所	埼玉県川越市脇田本町一番地五
五	小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ヤオコー
六	新設をする日	平成二十八年五月十九日
七	店舗面積の合計	千七百七十三平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗北側ほか 百十六台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗西側ほか 百八十五台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗南側 六十四平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 九・七八立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前九時
十三	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時四十五分
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時四十五分から午後十一時まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二か所 敷地内北側ほか
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことがで	午前六時から午後十時まで
きる時間帯		

十七 届出日

十八 縦覧場所

十九 縦覧期間

二十 縦覧時間

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

読売銀座ビル

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

縦覧期間

平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

届出日

平成二十七年九月十八日



<p>二 店舗所在地 中央区銀座三丁目二番一号ほか</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。 平成二十七年十月十五日</p>
<p>三 設置者名 株式会社読売新聞東京本社</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 東京イースト21</p>
<p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目七番一号</p>	<p>一 店舗所在地 江東区東陽六丁目三番一号ほか</p>	<p>二 店舗所在地 三越日本橋本店 本館・新館</p>
<p>五 変更前の設置者住所 中央区銀座六丁目十七番一号</p>	<p>二 設置者名 鹿島東京開発株式会社</p>	<p>三 設置者住所 株式会社三越伊勢丹</p>
<p>六 変更後の設置者住所 千代田区大手町一丁目七番一号</p>	<p>三 設置者住所 江東区東陽六丁目三番二号</p>	<p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目十四番一号</p>
<p>七 変更前の設置者の代表者名 白石 興二郎</p>	<p>四 設置者住所 株式会社城東工業</p>	<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 七百六十四台</p>
<p>八 変更後の設置者の代表者名 山口 寿一</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社城東工業</p>	<p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 六百一十台</p>
<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社プランタン銀座ほか十九名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社AKIRA</p>	<p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 十三か所 隔地ほか</p>
<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社プランタン銀座ほか二十名</p>	<p>七 変更日 平成二十四年七月九日</p>	<p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 十二か所 隔地ほか</p>
<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ユナイテッドアローズほか九名</p>	<p>八 届出日 平成二十七年九月十八日</p>	<p>九 変更日 平成二十八年四月一日ほか</p>
<p>十二 変更前の小売業者の住所 大阪市西区北堀江二丁目四番四号（株式会社アーバンリサーチ）ほか</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	
<p>十三 変更後の小売業者の住所 大阪市西区京町堀一丁目六番四号（株式会社アーバンリサーチ）ほか</p>	<p>十 縦覧期間 平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	
<p>十四 変更前の小売業者の代表者名 岩城 哲也（株式会社ユナイテッドアローズ）ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>十五 変更後の小売業者の代表者名 竹田 光広（株式会社ユナイテッドアローズ）ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	
<p>十六 変更日 平成二十七年六月九日ほか</p>		
<p>十七 届出日 平成二十七年九月十四日</p>		
<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>		

十 届出日

平成二十七年九月十一日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

東京イースト21

二 店舗所在地

江東区東陽六丁目三番一号ほか

三 設置者名

鹿島東京開発株式会社

四 設置者住所

江東区東陽六丁目三番二号

五 変更を行う小売業者の氏名又は名称

株式会社AKIRAほか六名

六 変更前の開店時刻

午前八時三十分ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

七 変更後の開店時刻

午前七時三十分ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

八 変更日

平成二十七年十月十四日

九 届出日

平成二十七年九月十八日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

平成二十七年十月十五日から平成二十八年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六條の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七條の規定により公告する。

平成二十七年十月十五日

東京都下水道局長 石原清次

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 平成二十七年八月五日  
指定番号 四一六四  
商号又は名称 大平商店  
所在地 江戸川区瑞江四丁目八番十三号

旧事業所所在地 江戸川区西瑞江二丁目三十七番四号

同日 同日 四二〇八  
商号又は名称 坂東工業株式会社  
所在地 練馬区高野台二丁目七番二十一号

同日 同日 四二〇八  
商号又は名称 練馬区高野台二丁目七番二十一号

同日 同日 四二二五  
商号又は名称 豊田設備工業  
所在地 杉並区下高井戸二丁目十五番四号

同日 同日 四二二五  
商号又は名称 杉並区永福三丁目六番一號

二 代表者を変更した事業者  
受理年 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

平成二十七年八月十日  
同日 同日 一〇六七  
有限会社 今井隆幸 今井祐二  
今井管工業所

同日 同日 〇一八一  
株式会社 関弘行 田中傳  
関工ファシリテイーズ

同日 同日 四一六五  
株式会社 中島新吾 中島豊  
ユタカ工業

同日 同日 四四三八  
有限会社 持田一美 持田信子  
大三燃料

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

同日 同日 四一五五  
株式会社 若生英樹 塚田大助  
双葉巴

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七條の規定により公告する。

平成二十七年十月十五日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地

五二八二 有限会社 高橋敏彦 西東京市北原町二丁目十六番二十四号  
東洋設備工業

五二八三 三建サー 寺本 明男 中央区日本橋箱崎町

ビス工事 株式会社 六番九号

五二八四 有限会社 小杉 博 目黒区中根二丁目十

二 指定年月日 小杉設計 二番八号

平成二十七年九月十七日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年十月十五日

東京都下水道局長 石 原 清 次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 名称 代表者 事業所所在地

五二八五 東京上下 石原賢太郎 八王子市めじろ台三

水道申請 株式会社 丁目十一番地十一

五二八六 辻建設株 米林 健二 新宿区新宿七丁目二

式会社東 京支店 十番六号

五二八七 株式会社 小林 宣晃 練馬区貫井四丁目十

富士工務 店 七番二十二号

五二八八 株式会社 渡邊 一也 八王子市横川町六十

スイセイ 六番地一

五二八九 株式会社 古川 豊 世田谷区大蔵六丁目

ライクス 七番一号

世田谷営 業所

二 指定年月日

平成二十七年十月一日

正 誤

○平成二十七年四月一日付東京都告示第六百三十号

ページ一段一行一 誤 正

増刊43

二〇 上

一〇 株式会社スベ

スアイ

文京区千駄木三

丁目二十三番五

号

ニッセイファシ

リテイ株式会社

杉並区上高井戸

一丁目二十五番



十七号

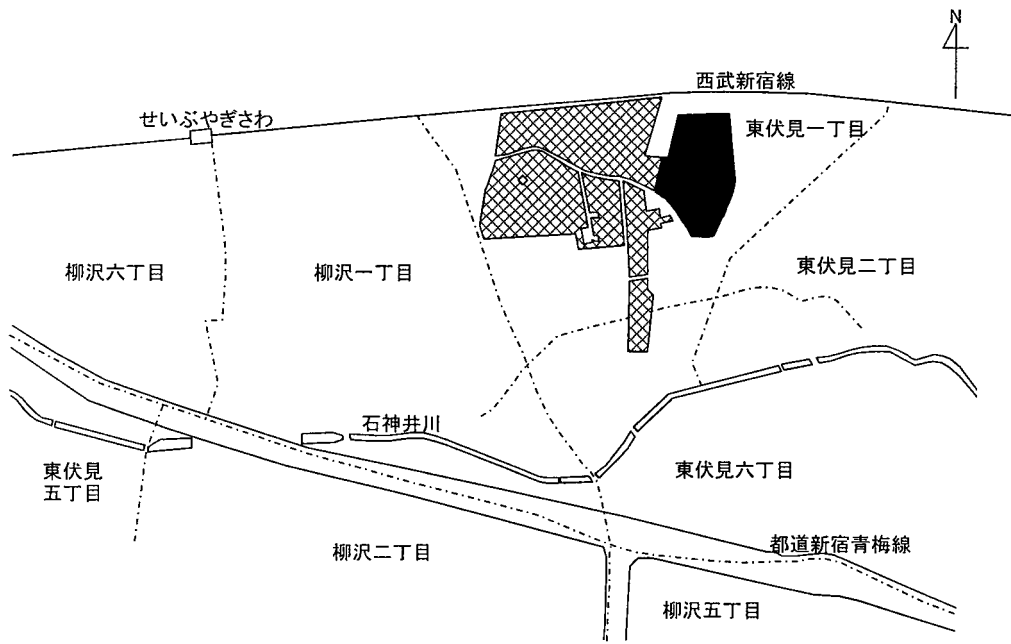
○平成二十七年五月二十九日付東京都告示第九百二十九号 増刊54五ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図 (7)

東京都立東伏見公園 区域変更略図

変更箇所 西東京市東伏見一丁目

	変更前の区域	面積	二六、九五七・二八	平方メートル
	追加区域	面積	八、八八五・一四	平方メートル
	変更後の面積		三五、八四二・四二	平方メートル



発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001